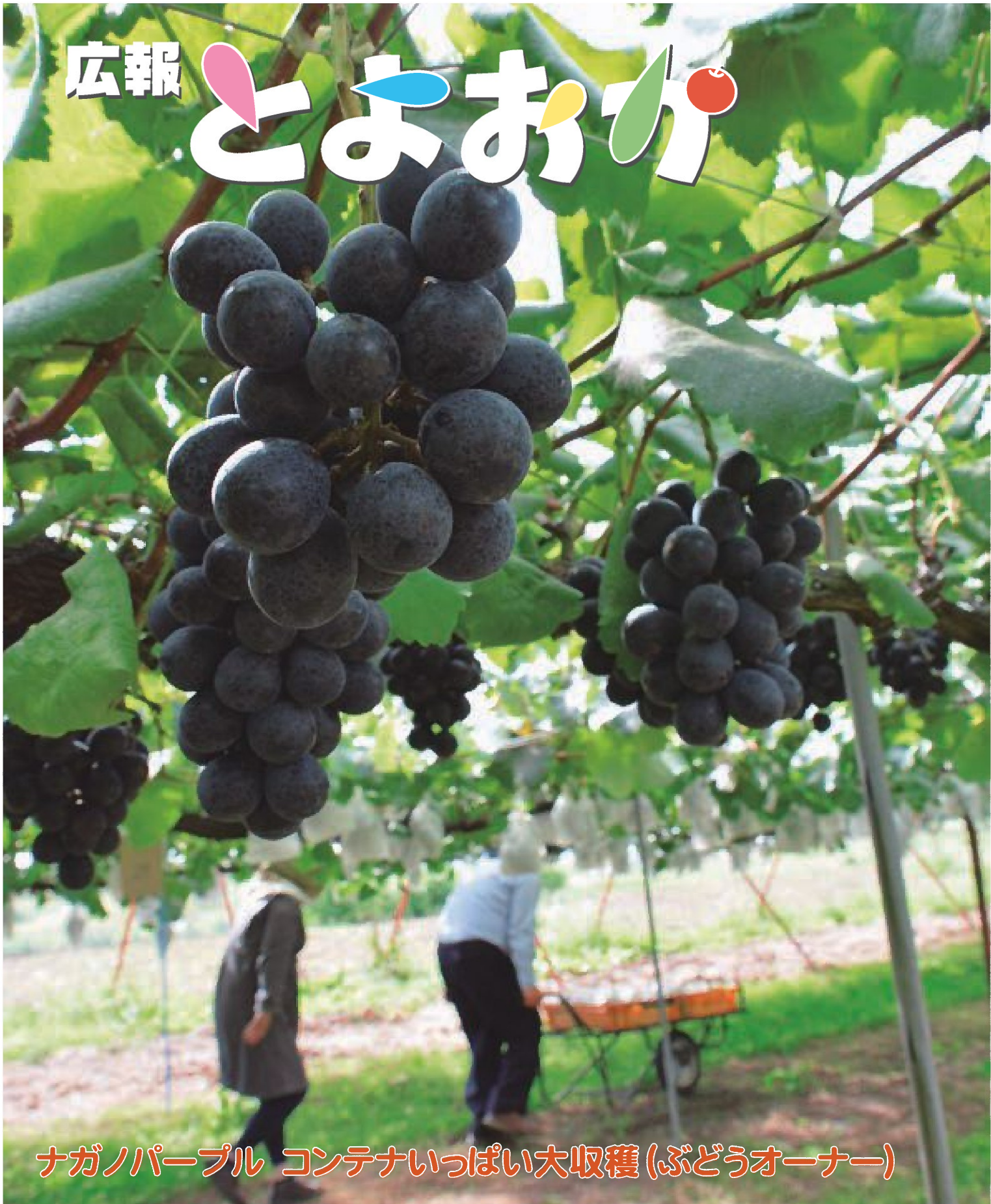


広報

とよおか



ナガノパープル コンテナいっぱい大収穫 (ぶどうオーナー)

ずっと ふるさと、もっと とよおか。

令和元年
10月号
VOL.343

おしらせ宅配便2ページ	笑顔きらきら子育て広場です	...21ページ
こんにちは農業委員会です17ページ	地域おこし協力隊徒然日記22ページ
フォトレポート18ページ	だいち便り23ページ
元気が大好き♪20ページ	くらしの情報24ページ

令和元年10月からの消費税率の引上げにより、下水道使用料が変更になります。
ご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。

下水道使用料変更のお知らせ

（令和元年10月1日から下水道使用料が変更になります）

環境課 上下水道係
☎ 35-9058

各料金について（※税込）

	9月まで (消費税8%)	10月から (消費税10%)
世帯割額	1,140円	1,160円
人員割額	810円	820円
企業の従業員割額	270円(変更なし)	

世帯人数による下水道使用料の比較（1ヶ月・消費税込） 令和元年10月～（消費税10%）

世帯人数（人）	使用料金額（円）		比較（円） (B-A)
	現行（A） (消費税8%)	改定後（B） (消費税10%)	
1	1,950	1,980	30
2	2,760	2,800	40
3	3,570	3,620	50
4	4,380	4,440	60
5	5,190	5,260	70
6	6,000	6,080	80
7	6,810	6,900	90
8	7,620	7,720	100
9	8,430	8,540	110

水道料金について

水道料金については経過措置により、1月検針（2月請求分）より変更となります。

令和元年10月1日から 消費税軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

●軽減税率（8%）の対象品目

軽減税率が適用されるのは、次の対象品目の譲渡（販売）です。

- 飲食料品・・・食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目に含まれません。
- 新聞・・・一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

●帳簿及び請求書等の記載と保存

消費税率が複数税率となりますので、制度実施前の記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を交付することや、日々の経理において取引を税率の異なるごとに区分して記帳し、帳簿に軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載するなどの対応が必要となります。

また、課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、こうした複数税率に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

●軽減税率制度は全ての事業者の方に関係します

軽減税率制度の下では、売上げや仕入れ（経費）を税率ごとに区分して経理する必要があるほか、複数税率に対応した区分記載請求書等の交付や保存などが必要となります。このような事務は、軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、全ての事業者に関係します。

- 飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方
売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
- 飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方
仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
- 免税事業者の方
課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。
※ 免税事業者からの仕入れについても、課税事業者が仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

●軽減税率制度に関するお問合せ先

- 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
- 軽減税率制度に関する詳しい情報については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm）をご覧ください。

－ 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp －

参加してみませんか？ 高齢者等見守りネットワーク模擬訓練の開催について

豊丘村では、認知症でも安心して外出できる村づくりのため、認知症に関する理解を広め深めることを目的として「高齢者等見守りネットワーク模擬訓練」を開催します。

■日時

10月14日（月曜日・祝日）
午前9時～午前10時半
※雨天決行

■場所

伴野区

■主な内容

認知症当事者役が伴野区内を巡ります。認知症当事者役を見かけたら声をかけ、見守りや声のかけ方の体験をします。

■詳細

伴野区民会館（訓練本部）を出発地点に、伴野地区・小園地区の2コースを認知症当事者役が巡ります。

▼伴野地区コース
区民会館出発（9：00）

↓古瀬集会所前
↓古畑自治会集会所前↓県道
↓なしっこ公園
↓区民会館到着（10：30）
▼小園地区コース
区民会館出発（9：00）↓なしっこ公園↓県道↓小園研修センター前↓区民会館到着（10：30）

■認知症当事者役の特徴

①服装

帽子・オレンジ色のタオルを身に付け、杖をついています。

②行動

杖をつきウロウロ歩きます。よくタオルで汗を拭きます。

③言動

「道が分からない」という内容の発言を繰り返します。耳が遠いです。

■声をかける時のポイント

①正面から視線が合ったことを確認して声をかけましょう。

②ゆっくりと耳のそばで話しましょう。

③やさしい言葉づかい（方言も可）で1文字ずつはつき

りと伝えましょう。
④明らかに事実とは異なる内容でも否定せずに話を聞きましょう。
認知症当事者役を見かけたら声をかけてみましょう。

■参加・申込

住民の方どなたでも参加できます。申し込みは必要ありません。

一步踏み出して声をかけてみる訓練です。声をかけた後、特別な対応は必要ありません。積極的な声かけによる訓練参加をお願いします。



健康福祉課 介護保険係
（地域包括支援センター）
☎35-9064

年に1回は検査を ～ 家用井戸の水質検査 ～

家用井戸を使用されている皆様にお知らせします。

例年行っており「家用井戸の水質検査」の取りまとめを、本年も役場上下水道係にて行います。

ここ数年、井戸水の水質について感が高まっているところですので、飲用使用の有無にかかわらず年1回程度の検査を行い、井戸使用の水質を確認しておくことをお勧めします。

なお、水資源の把握等を目的として、採水結果を提供して頂くことがありますので、承知おきください。公的に使用するものであり、個人が特定できる内容等で一般に公表することはありません。

○検査項目

検査の項目は、公営水道と同基準の項目で、一般生活に關係する内容を用意していません。

臭気、味、色度、濁度、P
H、TOC、一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩化物イオン、亜硝酸

態窒素
○検査料金
7,800円（税込込み）

※検査料金については、後日検査結果とともに送付される納付書により納入をお願いします。

※検査結果の事務処理費150円を含んでいます。

○検査申込期間

9月24日（火）から
9月27日（金）まで
（8時30分～17時）

※受付時に採水容器をお渡しします。

○検体の提出日

10月1日（火）の午前中

※提出時間を厳守願います。

○受付・検体の提出場所

役場 環境課 上下水道係
※詳しくは、上下水道係までお問合せください。

環境課 上下水道係
☎35-9058



歯科健診はお済みですか？

～ 後期高齢者歯科健診 ～

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の方の健康づくり事業の一環として歯科健診を実施しています。

高齢になると、むせこんだり、のどにつかえたりすることが多くなり、これが原因で誤嚥性（ごえんせい）肺炎（細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎です。）を起こすことがあります。

お口の健康は、笑顔への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、特に自覚症状はないが、お口の状態を確認したい方など、費用は無料ですので、ぜひこの機会に受診しましょう。

■対象者

昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの被保険者（平成30年度に75歳の誕生日を迎えた方）

■案内通知など

対象者に対し、案内通知と受診券を6月下旬に送付しています。

■健診期間

令和元年12月30日（月）まで

■健診費用

無料

※健診により治療が必要な場合は、その治療費は本人負担となります。

■対象医療機関

県歯科医師会所属の歯科医院



保健所発行の医療費助成に係る受給者証をお持ちの方へ

県保健所で発行された次の受給者証をお持ちの方は、村の「福祉医療」制度の対象になります。「福祉医療」とは、医療機関の窓口でお支払いただいた医療費の自己負担分が、後で給付金として支給されるものです。

これらの受給者証をお持ちの方で、まだ福祉医療の申請をされていない方は、受給者証・保険証・印鑑・通帳等の振込先の分かるものをお持ちいただき、役場健康福祉課まで申請してください。

なお、他の資格区分で、すでに福祉医療の認定がされている方は、申請の必要はありません。

【福祉医療】制度の対象となる受給者証

- 指定難病受給者証
- 特定疾患治療研究事業受給者証
- 長野県特定疾病医療受給者証
※令和元年7月から指定難病の対象疾患が333疾患へ拡大されました。
（パーキンソン病・多発性硬化症・もやもや病・悪性関節リウマチ・多発性嚢胞腎 など）
- ウイルス肝炎医療費受給者証
- 小児慢性特定疾病医療受給者証

健康福祉課 保健衛生係 ☎35-9061

10月1日は浄化槽の日

●浄化槽の日について

浄化槽の日は、合併処理浄化槽の普及促進及び周知徹底を通じ、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的とした浄化槽法が全面施行された日（1985年10月1日）を記念して定められました。

●浄化槽の役割と処理の仕組み

浄化槽は、水環境や生活環境の保全に重要な役割を果たしている下水道の終末処理施設と並ぶ代表的な生活排水施設の一つです。下水道の整備が困難な山間地域における重要な設備となっています。浄化槽の中には微生物が住んでいて、家庭から出る汚水を微生物の働きを利用して綺麗にします。

●浄化槽を正しく使用するため、家庭で注意すること

- トイレでは
・トイレトーパーを使用し、紙おむつや生理用品は流さない
- ・塩素系洗剤、殺菌剤は、微生物を弱めるので使わない

○洗濯では

・洗剤は適量を使用し、漂白剤は控えめに

○風呂場では

・塩素系のカビ取り剤は控える
・風呂の残り水を有効に使い、徐々に排水することを心がける

○台所では

・油や調理クズをなるべく流さない
・鍋や皿のひどい汚れは、紙でふいてから洗う

○浄化槽では

- ・空気送風機（ブロー）の電源は絶対に切らない
- ・マンホールフタの上に物や車を置かない
- ・配管の詰まりや、悪臭など異常が起きたら保守点検業者へ直ちに連絡する
- ・浄化槽法に定められた回数
の保守点検と清掃を必ず実施する

環境課 上下水道係
☎35-9058



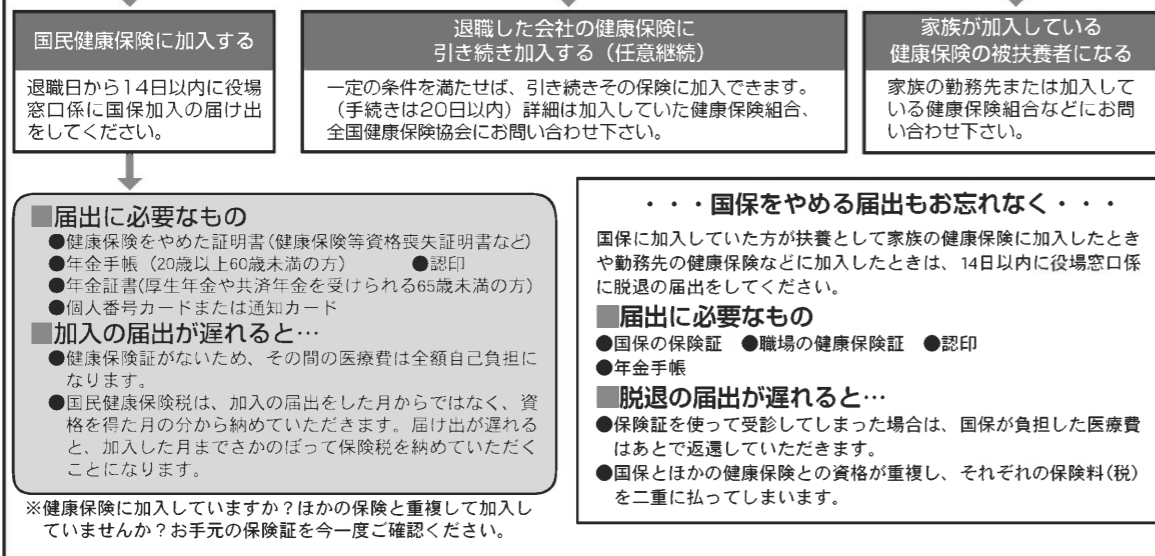
保険の切替えは
ご自身で行っていただかないと
いけません!

国民健康保険に入るとき・国民健康保険をやめるときは、必ず届け出を!!

国民健康保険の加入・脱退の届出は14日以内に

退職された場合は、必ず、いずれかの手続きが必要です。

退職



受診時に注意すること

○他保険へ切り替え手続きをした後、新しい医療保険の保険証が手元に届くまで時間がかかる場合は、受診をする際に医療機関の窓口へ「〇月〇日から保険が変わった(変わる予定だ)が、まだ保険証が届いていない」ことをお伝えください。

○日付の入った領収証は支払いの際、必ず発行してもらいましょう

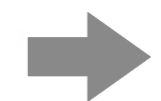
受診・調剤の際にもらった領収書は大切に保管してください。高額療養費の申請や確定申告の医療費控除に必要なほか、国民健康保険から受診日数や施術内容のおたずねをする場合があります。

国民健康保険からのお知らせ

10月1日から保険証が変わります

9月下旬までに郵送で各ご家庭に届きますので内容をご確認ください。

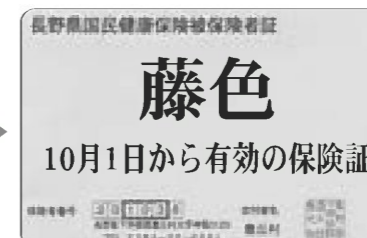
記載内容に誤りがある
職場の保険に加入している
他保険の扶養に入っている など



健康福祉課 保健衛生係まで
ご連絡ください!!

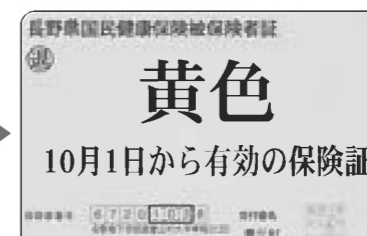
◆保険証の裏面には臓器移植法の規定に基づき【臓器提供意思表示欄】を設けてあります。意思表示内容が見えないようにするための「目隠しシール」が必要な方は、役場でお渡ししておりますので、保健衛生係までご連絡ください。

一般国保の保険証



**来年の
保険証更新が
8月1日と
なります!**

退職国保の保険証



これは、70歳以上の方が自己負担区分を証明する『高齢受給者証』が保険証と一体となるためです。

交通事故と国保

交通事故に合ってしまった場合にも、国保で治療を受けることができますが、届出が必要です。交通事故など第三者の行為によって受けた怪我の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものになります。したがって、国保で治療を受ける場合、国保で負担した費用は、国保が後から加害者に請求しますので必ず役場の窓口へ届け出ましょう。

【届出に必要なもの】

- 交通事故証明書
- 保険証
- 印鑑
- その他:事故の状況を所定の様式に記入していただきます

示談は慎重に!!

加害者から、治療費を受け取った場合には国保で治療を受けることはできません。示談の前に届出を。

プレミアム付商品券購入引換券送付について

プレミアム付商品券の購入対象者の方へ、「プレミアム付商品券購入引換券」をお送りしました。

プレミアム付商品券購入引換券は、いかなる理由があっても再発行できません。商品券を購入するまで、大切に保管してください。

●**購入対象者**
◎平成31年度住民税非課税者のうち、豊丘村に交付申請（購入希望申請）をした方で、審査の結果要件に該当している方

◎2016年4月2日～2019年9月30日の間に生まれた子が属する世帯の世帯主

（2019年8月1日～2019年9月30日の間に生まれた子については、11月上旬にお送りします）

①販売期間中に、「プレミアム付商品券購入引換券」と「本人確認ができる身分証明」を持って上記販売所へ行き、商品券を購入する。

※購入引換券がないと、商品券は購入できませんので、必ず持参してください。

※購入の際に本人確認のため、身分証明の提示が必要となります。

※ご家族や代理人・使用者による購入もできます。その際には、購入される方と購入引換券に記載されている方との関係を確認させていただきます。また、購入される方の本人確認のため、身分証明書の提示が必要となります。

●**販売所**
▼販売所
豊丘郵便局・河野郵便局
※伴野簡易郵便局では購入できません。

●**販売期間**
▼販売期間
令和元年10月1日～令和2年1月31日

●**使用期間**
▼使用期間
令和元年10月1日～令和2年2月29日

●**販売期間中に、「プレミアム付商品券購入引換券」と「本人確認ができる身分証明」を持って上記販売所へ行き、商品券を購入する。**

●**購入引換券がないと、商品券は購入できませんので、必ず持参してください。**

●**購入の際に本人確認のため、身分証明の提示が必要となります。**

●**ご家族や代理人・使用者による購入もできます。その際には、購入される方と購入引換券に記載されている方との関係を確認させていただきます。また、購入される方の本人確認のため、身分証明書の提示が必要となります。**

●**販売期間中に、「プレミアム付商品券購入引換券」と「本人確認ができる身分証明」を持って上記販売所へ行き、商品券を購入する。**

●**購入引換券がないと、商品券は購入できませんので、必ず持参してください。**

●**購入の際に本人確認のため、身分証明の提示が必要となります。**

●**ご家族や代理人・使用者による購入もできます。その際には、購入される方と購入引換券に記載されている方との関係を確認させていただきます。また、購入される方の本人確認のため、身分証明書の提示が必要となります。**

●**販売期間中に、「プレミアム付商品券購入引換券」と「本人確認ができる身分証明」を持って上記販売所へ行き、商品券を購入する。**

●**購入引換券がないと、商品券は購入できませんので、必ず持参してください。**

産業建設課 商工林務係
☎35-9056

②使用期間中に、村内登録取扱店を使用する。

プレミアム付商品券事業に関する特殊詐欺や個人情報保護に注意してください。

プレミアム付商品券は、10月1日以降に、購入対象者の方（もしくはご家族等）が、ご自身で販売所に行き購入していただくものとなります。

郵送で商品券が届くことや、ATMの操作をお願いすることは絶対ではありません。ご自宅や職場などに、不審な電話や郵便がありましたら、迷わず、村や警察署にご連絡ください。

●**閲覧場所**
豊丘村教育委員会社会教育係（交流学習センターゆめあるて内）、豊丘村役場ホームページ

●**意見募集期間**
令和元年9月9日（月）～10月8日（火）

●**応募方法**
郵送、ファックス、電子メール、または直接持参で。

【豊丘村教育委員会 社会教育係】
〒399-3202 豊丘村神稲369
電話：35-9066 FAX：35-2938
メールアドレス：kominkan@vill.nagano-toyooka.lg.jp

令和元年度 地域活動助成事業

令和元年度地域活動助成事業（地域防災組織育成助成事業区分イ）を活用して、消防団の消防用ホースを整備しました。

この事業は、公益財団法人長野県市町村振興協会が宝くじの社会貢献広報事業として、地域活動に対して助成しているもので、これにより地域の災害への備えが進んでいます。

■豊丘村消防団

購入品目	数量
ホース（消防ポンプ用）	36本

総務課 総務係
☎35-9050



広報とよおか R元.9.20(8)

とよおか金時寄席

令和元年度 文化事業

2020年 三遊亭金馬襲名

とき **9月28日土** 開場 15時00分 開演 15時20分
ところ 交流学習センター ゆめあるて大ホール

出演 三遊亭金時師匠
三遊亭金八師匠
春風亭喜いち
三味線 桧山うめ吉師匠



桧山うめ吉師匠

三遊亭金八師匠



春風亭喜いち



三遊亭金時師匠

●**金時師匠**
-昭和37年11月東京都新宿区生まれ
-昭和68年、大学卒業と同時に父である四代目「三遊亭金馬」に入門。平成元年に二つ目、平成10年には真打ちに昇進
-平成12年にはNHK朝の連続テレビ小説「私の青春」にて専属和夫役で役者デビュー
-平成16年文化庁芸術祭演劇部門新人賞
-平成17年国立演劇場花形優賞大賞受賞
-平成18年国立演劇場花形優賞大賞受賞及び受賞多数

9月2日よりゆめあるてで販売開始
入場料 一般 **1,000円**
高校生以下 **500円**
当日券 一般 1200円
高校生以下 700円

〈プレイガイド〉
豊丘村教育委員会・豊丘村公民館
実行委員から前売り券をお求めいただけます。

主催 豊丘村・とよおか寄席実行委員会

■とよおか金時寄席について

この事業は、※「豊丘村ふるさと大使」の丸山克俊先生にご尽力いただき開催しています。皆様が気軽に落語の文学に触れていただけますよう入場料も前売り1,000円で設定させていただいています。約2時間、落語の世界を堪能していただきたいと計画しました。多くの皆様のお越しをお待ちしています。

※「豊丘村ふるさと大使」豊丘村出身者及び村にゆかりのある方を「ふるさと大使」として委嘱し、豊丘村を広く紹介していただくとともに、村の発展に寄与していただくことを目的としています。

豊丘村教育委員会 社会教育係 ☎35-9066

第19回リニア対策委員会が開催されました

令和元年7月25日(木) 19時～20時40分 保健センター

参加者：委員31名、傍聴16名、長野県1名、村6名、

JR東海14名(内JV2名)、中部電力5名(JVなし)

発言：▼委員、◆長野県、▽JR東海、◇中部電力、●豊丘村

担当：総務課リニア対策室 お問合せ先☎35-9050

・発生土置き場(本山) 計画地について
・計画概要
・発生土置き場(本山) 施工ヤード
・施工計画及び安全対策
・環境保全に関する取組み
・発生土置き場(本山) 計画地の説明会における質疑応答について

【質疑応答】

▼(丸岡委員 河野区)

この計画に係る設計は何処で行っているか？ 工事を進める中で、埋設物等施工設備の検査はどの様に行うのか？

▽(JR東海 平永)

1点目のご質問でございますが、この工事の設計については当社で行います。一部コンサル会社に委託することもありますが、基本的には地権者様、豊丘村様とも協議をされる中で、当社で設計してまいります。

2点目のご質問で、「作業の手順として下から埋め立てていく」ということで、見えなくなる部分について、どのように管理していくのか。」に對しましては、本工事に於きましては、JVの責任施工という所で担保されますが、発注元である当社が責任を持って、工事の監督をしますので、設

計以外の物が入るということにはなりません。

▼(丸岡委員 河野区)

普通、土木・建築工事について発注者(施主)が設計を委託して、委託された業者が監理をしていくことになることが一般的であると思うが、施主が設計監理を行うことはどうなのか？

例えば、工事完了後に設計どおりの施工がされておらず第三者委員会の設置などということがあります。

我々は、この工事の設計監理についてJRさんを信用して良いのかどうか心配である。

▽(JR東海 古谷)

設計会社様が、工事の設計及び監理するということは、発注者側に監理能力が無い場合に起こることで、我々は、土木技術者であり、当社が設計をして、それに基づいて監督するのが当社ということになります。JVも下請けに工事を委託する部分もございますが、これにつきまして、元請が監督し、その工事も更に当社が監督するということとなります。

(↓了承)

【中部電力】

◇下伊那変電所工事の進捗状況とスケジュールについて

・土地造成工事の状況、進捗スケジュール

◇送電線工事について

・送電線工事の計画
南信幹線から下伊那変電所への下伊那分岐線、JR豊丘変電所へ送電する工事と大鹿村のJR小洪川変電所へ送電する工事を行う。

・送電設備の概要

下伊那分岐線 電圧・回線数50万V・2回線、鉄塔2基、距離0.3km
東海鉄道豊丘線 電圧・回線数15万4千V・2回線、鉄塔10基、距離3.8km
東海鉄道小洪川線 電圧・回線数15万4千V・2回線、鉄塔30基、距離11.3km
・15万4千V送電線下の利用制限
経済産業省「電気設備に関する技術基準を定める省令」により、鉄塔間の一番下の電線から4.8mの範囲へ入らなければ、建造物の築造、工作物の設置、竹木の植栽は可能

・送電線工事の流れ
(準備工事)基礎工事↓組立工事↓架線工事↓片付・整地)

・工事車両の運行計画及び安全対策
通行時間帯等 通勤車両(普通車) 7時～19時、工事車両(大型車) 8時～19時

特殊車両は、法令の定めにより深夜または早朝に通行しません。

・工事時間帯 8時～17時
・休工期

原則、日曜日・年末年始等(日曜日工事を実施する場合は、関係機関と事前に協議させていただきます。)

・安全対策

地域の皆様の通行を第一に考え、今後関係地区と通行ルートについて相談させていただきます。また、長期間の道路の通行止めを行わないなど、生活道路への影響を考慮して工事を計画します。大型重機、資機材の搬入等で一時的に通行規制が必要となる場合は、関係者と事前に相談させていただきます。

・作業員への教育

作業員へは、現場乗り込み時に地域の皆様からの意見・約束事を確実に指導します。

通勤車両・工事車両の明示送電線工事の通勤・工事車両は、運転席側と助手席側へ「水色」のステッカーA4版で明示します。

・環境対策
(粉じん、雨水排水、土砂流出防止)

【質疑応答】

・特になし

(2) その他

【事務局】

本日、JR東海さんから本山発生土置き場計画地の造成計画についてお話をいただきました。

今後の手続としましては、村として「保安林解除」についての同意を行ってまいりたいと考えていますが、現状では、一部の村民の方から説明を受けていない関係される地区・団体の方にも説明をした方がよいのではないかとご意見をいただいております。

その件に関しては、村とJR東海さんから関係される各団体の代表の皆様へ説明会開催の意向をお聞きする中で、説明会が必要と判断された団体等には個々でJR東海さんに対応していただきたいと考えています。

本山発生土置き場計画地の説明は、2年前の平成29年7月の当委員会で、JR東海でまとめた「本山発生土置き場における環境の調査及び影響検討の結果」に対する長野県の助言を受けての対応方針について、JR東海さんから説明をいただいております。その当時は、造成計画について理解を得られたものと考えていた経過がございます。

この度、地権者である本山

地縁団体の生産森林組合からの組織変更を踏まえ、JR東海さんには、6月5日に地権者である本山地縁団体へ、6月22日には関係地元地区へ改めて説明を行っていただいております。

一定程度のご理解はいただいていると認識しているところですが、また本日は、各地区の代表及び各団体の代表の皆様で構成される豊丘リニア対策委員会が説明をいただき、委員の皆様が計画について理解を深めていただけたと考えています。

これらのことから、これまでの経過を踏まえ、豊丘村としての経過を踏まえ、豊丘村としましては、本山発生土置き場計画地について、計画を次の段階に進めたいと考えています。具体的な今後の手続としましては、豊丘村として「保安林解除」の申請に向けた同意を行う必要があります。これまでも関係機関の指導や助言に基づき造成計画の改善などが図られてきているところですが、保安林解除申請による長野県の審査によって、更なる安全性のチェックが行われることとなります。

村としては、本日、委員の皆様にご意見をいただき、保安林解除申請への同意について、委員会としての方向を決定していただきたいと思います。

ます。本日の会議をもって、同意して手続きを進めることがよいかどうか、ご意見をいただき、ご決定いただければと思います。

【質疑応答】

▼(長谷川委員 伴野区)

この件に関しましては、2年前に一度は同意をした経過はあったが、残念ながら本山生産森林組合の運営が正常でなかったことから、平成29年5月に全ての同意を白紙に戻し、それ以降この団体の運営の正常化を図るべく、様々な活動をしてまいりました。

特に、長野県の皆様につきましては、県の指導により、本山生産森林組合から本山地縁団体に移行できたことを感謝申し上げます。

【質疑応答】

▼(長谷川委員 伴野区)

この件に関しましては、2年前に一度は同意をした経過はあったが、残念ながら本山生産森林組合の運営が正常でなかったことから、平成29年5月に全ての同意を白紙に戻し、それ以降この団体の運営の正常化を図るべく、様々な活動をしてまいりました。

特に、長野県の皆様につきましては、県の指導により、本山生産森林組合から本山地縁団体に移行できたことを感謝申し上げます。

これが昨年の11月20日です。その後、本年1月20日に、11月20日に決定いただいた役員による本山生産森林組合の総会で「組織を地縁団体に移行して良いか」という協議をし、

承諾をいただいた。その後、3月19日に長野県知事から本山地縁団体への組織変更について認可が下りました。

4月28日に本山地縁団体の総会を開き、「役員的人事」について承認をいただき、その後6月5日にJRにおいて本山発生土置き場造成計画の地権者説明会の開催をいただき、地権者へ説明を受けたのち、6月9日に本山地縁団体の臨時総会にて、第6号、7号議案で発生土置き場候補地の承諾と保安林解除申請の同意及び残地森林の承諾、その時の本人出席が86名、委任状出席371名、その表決の中で、保安林解除申請の同意については、出席者の賛成が79名、委任状出席371名、合計450名の賛成を得まして承認されました、本山生産森林組合から本山地縁団体に移行した地権者の皆様の総会において、発生土置き場候補地の承諾と保安林解除申請の同意及び残地森林の承諾がされましたので、これらについて皆様にもご理解いただきますようお願いいたします。

この後、本年1月20日に、11月20日に決定いただいた役員による本山生産森林組合の総会で「組織を地縁団体に移行して良いか」という協議をし、

承諾をいただいた。その後、3月19日に長野県知事から本山地縁団体への組織変更について認可が下りました。

4月28日に本山地縁団体の総会を開き、「役員的人事」について承認をいただき、その後6月5日にJRにおいて本山発生土置き場造成計画の地権者説明会の開催をいただき、地権者へ説明を受けたのち、6月9日に本山地縁団体の臨時総会にて、第6号、7号議案で発生土置き場候補地の承諾と保安林解除申請の同意及び残地森林の承諾、その時の本人出席が86名、委任状出席371名、その表決の中で、保安林解除申請の同意については、出席者の賛成が79名、委任状出席371名、合計450名の賛成を得まして承認されました、本山生産森林組合から本山地縁団体に移行した地権者の皆様の総会において、発生土置き場候補地の承諾と保安林解除申請の同意及び残地森林の承諾がされましたので、これらについて皆様にもご理解いただきますようお願いいたします。

▼(桐崎委員 林里地区)

虻川下流域の林里地区委員長を務めている立場から発言します。

JR東海からは、発生土置

き場計画地の地権者、また関係する地区への説明が既に行われていて、概ね関係される方の理解は得られていると思っております。

私としては、保安林解除の手続きに必要な「村としての同意」をすべき段階だと思います。今後、村が同意して手続きが進むと、長野県の更なる審査を受けますので、造成計画の安全性も確保できると考えます。

私は、本日をもって、村が同意することに賛成します。以上です。

▼(武田委員長 堀越区)

それでは、村から言われております「保安林解除申請の同意」について、当委員会として承諾することとしてよろしいでしょうか？

(↓委員 承諾の拍手多数で委員会として本件承諾)

●次回のリニア対策委員会の予定は、令和元年9月～12月の間に予定しますのでよろしく願います。

6・閉 会

※詳細版は村ホームページへ掲載します。

(4) ラスパイレス指数の状況

年度	27	28	29	30
指数	98.0	97.3	98.3	97.3

※1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100としたときに役場職員の給与水準を表す指数です。

(5) 職員の級別職員数 (31年4月1日現在)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 主事補	主任	係長 主査	主幹係長 主幹	課長 課長補佐	複雑かつ困難な業務をつかさどる課長	
職員数	13人	14人	22人	9人	10人	4人	72人
構成比%	18.0%	19.4%	30.6%	12.5%	13.9%	5.6%	100%

(6) 一般職員手当の状況 (31年4月)

手当の名称	支給額等	支給職員数	平均支給月額
扶養手当	配偶者 6,500円	28人	25,643円
	子(満15歳～満22歳まで 一人5,000円加算あり) 10,000円		
	その他親族 6,500円		
住居手当	借家・借間居住者 支給限度額 27,000円	12人	26,292円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額	52人	4,190円
	自動車等使用者 2,000円～28,000円		
特殊勤務手当	バス運転手当 (走行距離により200円～2,500円/回) 伝染病作業手当 (200円/日)	6人	567円
時間外勤務手当	H31.4月 実績	22人	32,987円
管理職手当	課長 5級 20,000円	8人	21,000円
	6級 22,000円		
期末勤勉手当 (平成30年度)	期末手当 勤勉手当	72人	1,474,894円
	6月期 1.225月分 0.85月分		
	12月期 1.375月分 0.95月分		
	計 2.60月分 1.80月分		
※職務の級により5%～15%の加算あり			
宿日直手当	1回6,100円	40人	6,100円

※扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・管理職手当及び宿日直手当は、平成31年4月の勤務実績によるものです。

なお、時間外勤務手当については支給を極力抑えるため、代替休暇により対応しています。

(7) 退職手当の支給率 (31年4月1日現在)

区分	自己都合退職	勤奨・定年退職
勤続20年	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月
最高限度	47.709月	47.709月
加算措置	なし	なし

(8) 職員の初任給の状況 (31年4月1日現在)

区分	豊丘村	長野県	国
一般行政職	大学卒 180,700円	190,200円	180,700円
	高校卒 148,600円	155,100円	148,600円

役場職員の給与などを公表します

村では、給与や定員管理の状況についての透明性を高め、村民の皆さんにより一層のご理解をいただくために、職員の給与等を公表します。

■ 1 職員の任免及び職員数

(1) 職員の採用状況

職種	30.4.1現在	30年度 退職者数	31年度 採用者数 (30年度中採用含)	31.4.1現在
一般事務職	49人	3人	2人	48人
保健師	5人	—	—	5人
栄養士	1人	—	—	1人
保育士	17人	3人	3人	17人
技能労務職	1人	—	—	1人
計	73人	6人	5人	72人

(3) 採用試験の実施状況 (平成30年度)

職種	申込者数	受験者数	採用者数
一般行政職	8人	8人	2人
保育士	5人	5人	3人

(2) 事由別の退職者数 30.4.2～31.3.31

定年退職	応募退職	普通退職	整理退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	出向	計
2人	3人	1人	—	—	—	—	—	—	6人

(4) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

年度	一般行政								特別行政	公営企業等			合計	
	議会	総務	税務	産業	土木	民生	衛生	小計	教育	水道	下水道	その他		小計
31	1	15	5	6	5	26	1	60	7	2	1	2	5	72
30	1	15	5	8	5	26	1	61	7	2	1	2	5	73
29	1	14	5	7	4	25	2	58	7	2	1	2	5	70

※職員数には一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含まれますが、臨時職員及び非常勤職員は含まれません。

■ 2 人件費及び職員給与

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

年度	住民基本台帳人口 (年度末) 人	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費比率 B/A %	経常収支人件費比率 ※2 %
30年度	6,704	4,496,646	752,954	595,348	13.2	18.7
29年度	6,749	5,321,824	766,911	565,598	10.6	17.7
28年度	6,754	4,108,961	739,458	570,215	13.9	17.8

※1 人件費には、特別職に支給される給料や報酬などを含みます。

※2 経常収支人件費比率とは、村税や普通交付税など毎年経常的に収入される一般財源が、人件費にどのくらい充てられているかを示すものです。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

年度	職員数 人	職員給与費				一人当たり給与費 千円	平均年齢 (歳)
		給料(基本給)千円	諸手当 千円	期末勤勉手当 千円	計 千円		
30年度	69	249,973	30,411	100,318	380,701	5,517	40.4
29年度	66	241,858	30,240	95,623	367,721	5,572	41.0
28年度	66	243,119	28,327	93,784	365,230	5,534	41.2

※諸手当は、扶養、住居、通勤、管理職、時間外勤務等の毎月支給される手当です。

(3) 職員(職責別)の年間平均給与額 (平成30年度)

職責	職員数 人	平均年齢 歳	平均勤続年数 年	平均給料額(年額) 千円	平均手当額(年額) 千円	年収(控除前) 千円
課長	8	56.0	37.8	4,799	2,713	7,512
係長	23	51.4	31.1	4,465	2,554	7,019
役職なし	42	33.1	9.9	2,944	1,548	4,497

※年収額は、諸税・健康保険料・年金自己負担分などが控除される前の額です。

※手当とは、毎月決まって支給される手当及び6・12月期末勤勉手当の合計です。

(4) 育児休業の状況

区 分	平成30年度に新たに取得可能となった職員			前年度からの継続取得した職員	
	育児休業対象者数	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男 性	2人	—	—	—	—
女 性	—	—	—	1人	—
計	2人	—	—	1人	—

※育児休業は、3歳未満の子を養育する職員であれば取得可能ですが、無給となります。

(5) 旅費、日当及び宿泊料の状況

旅費は、公共交通機関を利用する場合は実費支給となります。

目的地区分	日当	遠距離加算
片道50km未満	なし	なし
片道50km以上100km未満	1,000円	なし
片道100km以上250km未満	2,000円	なし
片道250km以上	2,000円	日帰り加算 4,000円

宿泊料			
村 内	郡 内	県 内	県 外
5,000円	8,000円	9,000円	12,000円

■ 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成30年度） 該当なし

区 分	降任	免職	休職	降給	計	失職
勤務成績の不良						
心身の故障						
適格性の欠如						
廃職過員						
刑事事件による起訴						
欠格条項該当						

(2) 懲戒処分者数（平成30年度） 該当なし

区 分	降任	免職	休職	降給	減免	戒告	計	失職
法令違反								
職務上の義務違反又は職務怠慢								
非行行為								

■ 5 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可の状況（平成30年度）

区 分	申請件数	許可件数
会社の役員等の地位を兼ねる場合	—	—
自ら営利を目的とする私企業を営む場合		
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合		
計	—	—

■ 6 職員の人事交流及び研修の状況

(1) 出向職員（平成30年4月～令和2年3月）

・民間企業 ㈱マーケティングフォースジャパン 1人

(2) 職員研修の実施状況（平成30年度）

研修名	受講者数	主な研修内容
基本研修	8人	課長・係長研修、一般行政職員研修（初級～上級）
専門研修	6人	政策形成、法規事務、指導能力の向上等

※上記研修のほか、職員全員の内部研修を毎月1回程度実施しています。

(3) 措置要求及び不服申立ての状況（平成30年度）

区 分	前年度未処理件数	要求及び申立て件数	処理件数	今年度未処理件数
措置要求				
給与				
勤務時間・休暇				
その他の勤務条件				
不服申立て				
分限処分				
懲戒処分				
転任				
その他				

■ 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診査の状況（平成30年度）

区 分	対象者	受診者数
人 間 ド ッ ク	30歳以上の職員	62人
生活習慣病予防健診	35歳以上の嘱託職員	52人
ヘルススクリーニング	上記以外の職員	42人

※理事者・嘱託職員を含めた人数です。

(2) 公務災害の発生状況（平成30年度）

区 分	件数
公務災害	
職務遂行中の負傷	2件
職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	—
出張中の負傷	—
その他の行為中の負傷	—
通勤災害	—

(9) 特別職の報酬等の状況

区 分	報酬等月額	期末手当
村 長	614,000円	6月期 1.575 月分 12月期 1.775 月分 計 3.35 月分
副 村 長	522,000円	
教 育 長	461,000円	
議 長	255,000円	
副 議 長	190,000円	
常 任 委 員 長	163,000円	
議 員	153,000円	

■ 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

開始時間	終了時間	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時から1時	7時間45分	38時間45分

(2) 年次有給休暇の状況（平成30年1月1日～12月31日）

制度の概要	平均付与日数	平均取得日数
1年20日付与 繰越は最長で20日	37.6日	2.6日

(3) その他の休暇制度と取得状況（H30年1月～12月）

休暇の種類	休 暇 日 数 等	取得実績
選挙権・権利行使	その都度必要と認める期間	—
証人・参考人等	その都度必要と認める期間	—
ドナー登録・提供	その都度必要と認める期間	—
結 婚	連続して5日以内	1件
妊 婦 健 康 診 査	その都度必要と認める期間	—
妊 婦 保 護	1日1時間以内	—
出 産 前	8週間前から（多胎妊娠の場合は14週間前から）	—
出 産 後	8週間後まで	—
育 児 時 間	生後1年未満の子 1日2回その都度必要と認める期間	—
配 偶 者 出 産	2日以内	2件
忌 引	続柄及び生計関係により 7～1日以内の連続する期間	2件
父 母 の 祭 日	1日	—
夏 期	7～10月までの期間内に3日	平均2.8日
住居滅失・損壊	その都度必要と認める期間	—
交通機関の事故	その都度必要と認める期間	—
通勤途上の危険	その都度必要と認める期間	—
ボ ラ ン テ ィ ア	1年に5日を超えない範囲内で必要と認める期間	—
療 養	負傷または疾病 90日以内	43件

こんにちは 農業委員会 です

農業委員会事務局（産業建設課 農政係 ☎35-9056）

◆農地パトロールを行いました

農業委員会では、村内の遊休農地対策として、今年も「農地パトロール」（農地の利用状況調査）を行いました。農業委員と農地利用最適化推進委員あわせて19名が6班に分かれて村内を巡回し、荒廃農地の確認のほか、農地転用許可後の状況や違反転用等の確認を行いました。

この巡回の結果により、遊休農地（耕作放棄地）であると判断した農地所有者の皆様には、今後の農地利用についての意向調査書を11月頃までにお送りさせていただきますので、ご協力をお願いします。

◆爆音機の使用にご注意ください

農作物の収穫期を迎え、スズメ、カラス、イノシシなどによる被害防止のために爆音機を使用する機会が多くなりました。そこで、爆音機の利用につきまして次の点に注意していただきますようお願いいたします。

- ①住宅から直線距離にして200m未満の位置での設置は控える。
- ②爆音機等を設置する際は、周辺の皆様に事前に知らせる。
- ③使用時間は午前6時から午後6時とし、これ以外の時間帯の使用を控える。
- ④使用期間を最小限とする。

また、爆音機の設置は、農作物被害防止のためにも必要な対策でありますので、住民の皆様におかれましては、爆音機の使用につきましてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆ストップ！！無断転用 ～農地の転用には許可が必要です～

農地を農地以外の用途に転用する場合は、農地法の許可申請または届出が必要です。許可なく転用した場合は「違反転用」になりますのでご注意ください。

農地転用とは

農地に住宅や倉庫を建築したり、駐車場や資材置場として利用するなど、農地を農地以外の目的で利用することです。一時的に利用する場合も転用になります。

農地転用許可制度の目的

食料供給の基盤である優良農地の確保と、農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導することを目的としています。

農地転用をするためには

農地を転用する場合は、原則として県知事の許可を受けなければなりません。許可を受ける場合は、農業委員会への許可申請が必要です。

違反転用に対する罰則

転用許可を受けずに農地転用を行った場合は農地法に違反することになり、以下のように厳しく罰せられます。

- (1) 農地等の権利取得の効力が生じない
- (2) 原状回復その他の違反行為のは正措置を命じられる
- (3) 懲役または罰金が科せられる



まずはご相談を

転用する場所や事業内容によって、許可基準および申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会へご相談ください。

住み慣れた豊丘村で、いつまでも自分らしく暮らしていくために介護予防に取り組みましょう。

介護予防・日常生活支援総合事業（※）に含まれる一般介護予防事業の中から、地域ミニデイサービスについてのご紹介をさせていただきます。

（※）65歳以上を対象に、村で行う介護予防のためのサービス

【地域ミニデイサービス（ミニデイ）】

概ね65歳以上の方が会所を拠点に体操や歌等を楽しみ、地域の仲間と支え合うことで、健康維持と介護予防に取り組んでいます。村内には15箇所のミニデイがあります。地域が主体となって実施し、地区の会所等で毎月1回、2時間程度の開催をしています。活動費の補助として、お茶菓子代・お昼代の補助があります。計画や内容については、社会福祉協議会職員がご相談にのっています。

介護予防の4つの柱である、認知機能・運動機能・栄養・口腔機能のうち
特に栄養に関する活動内容をご紹介します。



役場や医療機関の管理栄養士を講師に迎え、
フレイル（加齢により心身が衰えること）・低
栄養・熱中症等の予防や対応を学び、体調管理
についての学習をしています。

参加してみませんか？

【10月の介護予防メニューのご案内】

- 「趣味を楽しむ会」 場所：介護予防拠点施設はつらつ
10月9日（水）午後1時～2時間程度 童謡・唱歌を唄う
10月23日（水）午後1時～2時間程度 ポーチ作り ※要材料費
10月28・29・30・31日 午前10時～2時間程度 食事会（かっぱ寿司）※要食事代
- 「予防教室あぐりかわの」 場所：温かサロンあぐり（旧JA河野跡地）
10月1日（火）午後1時30分～2時間程度 身体を使ったゲーム体操
10月15日（火）午後1時30分～2時間程度 コカリナ演奏と体操

ご相談・お問合せ先 豊丘村社会福祉協議会 地域福祉課 ☎35-1122
役場 健康福祉課内 豊丘村地域包括支援センター ☎35-9064

高齢世帯の皆さんへ 民間業者の宅配弁当の利用料を補助します

豊丘村では、高齢者世帯の皆さまへ民間業者の宅配弁当の利用料を補助いたします。

※社会福祉協議会で行っている配食サービスは対象外です。

対象となる方◆65歳以上の1人暮らしの方で調理が困難な方 ・73歳以上の方のみでお住まいの調理が困難な世帯
補助内容◆平成31年4月～令和2年3月末までにご利用になった宅配弁当利用料について1人1日100円を補助します。

持ち物◆領収書・利用日数のわかるもの・印鑑・通帳等振込口座のわかるもの

申請期限◆令和2年4月24日（金） 申請及び相談窓口◆健康福祉課内 地域包括支援センター ☎35-9064

フォトレポート

8月・9月の出来事



第31回24時間ソフトボール大会 44チームが試合をリレー

村内のソフトボールチームなど44団体が参加し、24時間に渡って試合をリレーする24時間ソフトボール大会が8月24日〜25日にかけて、村民グラウンドで開かれました。

大会では「あかまつ」と「こぶし」に分かれて、昼夜を通して全22試合が行われました。

午後3時からの第一試合では村議会と農業委員会が対戦、その後、少年野球クラブや夜間ソフトチーム、また同年の仲間間で結成されたチームなど、様々な年代が参加して試合を繋げました。

会場では豊丘太鼓が「太鼓焼き」の販売を行い、大会を盛り上げ、選手や観戦者などが買い求めていました。

最終試合は豊丘村48オールスターズと箕輪町ミノワオールスターズが対戦。気迫のこもった熱戦で大会を締めくくりました。92イニングを数えた大会は223対184となり、あかまつチームが勝利しました。



日本の蝶コレクション展 蝶の観察会と標本作り講習会

資料館特別展「日本の蝶コレクション展」の記念イベントとして「蝶の観察会と標本作り講習会」が8月12日に行われ、親子など21人が参加しました。

採集に向った水辺の楽校では、モンキチョウやツマグロヒョウモン、ヒメアカタテハ、ヤマトシジミが、野田平では蝶の姿は少なめでしたが、トンボやセミ、美しいミヤマカラスアゲハなどが見られました。

参加者は、採集した蝶の胸を圧迫して動きを止め、翅をキズつけないように三角紙に入れるのに苦労していました。

こうして採集を終え、ゆめあるてで標本作りを行いました。

蝶の胴体の真ん中に針を刺し、展翅板の中心に胴体をおさめ、針を使って前翅にひっかけ、左右同じように引き上げていきます。

続いてうしろ翅を上げ、最後に触覚を整え展翅完了です。

参加者は、初の標本作りに苦労しながらも、なんとか自分の標本を完成させていました。



竜神大橋建設住民説明会 下伊那北部念願の架橋来着工へ

豊丘村と高森町をつなぐ天竜川架橋「竜神大橋」建設に伴う住民説明会がこのほど河野区民会館で開かれ、長野県から道路設計や今後の予定などが示されました。

昨年、県によって事業化された天竜川への架橋は下伊那北部地域にとって長年の念願でした。完成すれば天竜川東西の円滑な通行や、三遠南信自動車道喬木ICへのアクセス向上などが期待されます。

横浜ゴム豊丘工場付近交差点と高森町の山吹下交差点とを結ぶ橋の建設は来年冬の着工予定です。



中学校百人一首大会 夏休み中の練習の成果を発揮

中学校百人一首大会が8月26日の午後に各教室で開かれました。

この大会は「百人一首を通して日本の伝統文化に触れよう」と生徒会が企画して毎年開いています。

大会は勝敗数で順位を競うクラスマッチ形式で行われました。試合は、4〜6人でチームを組み、50首ごと対戦相手を変えて5回行い、順位を決めました。

生徒たちは先生が詠みあげる歌に集中して、札を探していました。中には上の句を聞いただけで札を取る生徒も見られました。



虻川渓谷沢あるき体験ツアー 暑さを忘れ大自然を満喫

虻川上流の清流を、泳いだり岩に登ったりしながらさかのぼり、大自然を休感する、沢歩きツアーが行われ、参加者たちは日本最大級のポットホールを目指して沢歩き、滝つぼに飛び込んだりして楽しみました。

これは、とよおか地域スポーツクラブが主催したもので、8月に3回計画されました。参加者は冷たい清流で猛暑を忘れ、時にはロープを頼りに川をさかのぼりました。

苦労してポットホールに着くと、大きな滝つぼに飛び込み大自然を満喫していました。



武田信玄狼煙リレー 戦国時代の情報伝達を再現

戦国時代の武将、武田信玄が伊那谷に築いた狼煙ルートを再現する、武田信玄狼煙リレーが8月31日に行われ、豊丘村でも村民グラウンドから狼煙を上げました。

当日は、公民館と林原木門地区の皆さんが杉や竹を集め高さ約3mの狼煙台を準備しました。

イベントが始まると、豊丘からは飯田市山本方面や、神之峰からの狼煙を望む事が出来ました。

このあと豊丘でも狼煙台に点火すると白く濃い煙が立ち昇り、高森町へとリレーする事に成功しました。



こんにちは!

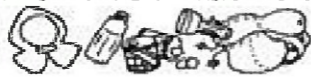
笑顔きらきら子育て広場

子ども課
子育て支援係
子育て支援専門員 多田・仲宗根
(☎35-9078)

親同士が支え合い、学び合う広場

◆災害時に子どもを守る防災グッズの学習会◆～特別企画～

地震や台風などの災害がおきたら・・・赤ちゃんや小さな子どもがいる家庭では、具体的にどんな物を用意しておいたらいいのでしょうか?そんな不安を解消し災害時でも安心して対応できるための「子どもを守る防災グッズ」の学習会をしました。



各家庭で用意してある非常用持ち出しバックの中に入れてある物をそれぞれに見せ合いました。



小さな子どもがいるからこそ用意すべき物を具体的に講師から教えていただき再度、我が家の非常持ち出し袋の中を考え直すきっかけ作りとなりました。



新聞紙で靴作り。これは小学生が考案したものだそうです。簡単に作る事ができるし、新聞紙だから保温性もあり覚えておけば便利です!

地域おこし協力隊のパーベキューインストラクターの前田さんに防災食の作り方を教えていただきました。食材をアルミホイルで包んで焼くだけの簡単調理法!出来上がった防災食を参加者で試食しました。



洋服
肌着や洋服を3日分用意しておきましょう。成長に合わせて服の入れ替えをしましょう。



おむつ
避難生活でおむつが無くなって困る事がないように多めに用意しましょう。



哺乳瓶
避難生活では衛生面を考慮して使い捨てタイプの哺乳瓶を用意しましょう。



スプーン
哺乳瓶が無い時に活用できるアイテム。スプーンですくって飲ませる事ができます。

◆令和2年度 保育園入園説明会のお知らせ◆

令和2年度、新規で保育園入園を希望する年少児・未満児の保護者の皆様に入園説明会を行います。

10月25日(金) 午前10時～ 約1時間 役場2階 中会議室 ◆ 筆記用具持参

*保健センター 2階で託児を行っています。ご利用下さい。

問い合わせ先: 中央保育園 35-4953

腎臓の視点で考える減塩



腎臓と血圧、塩分の関係とは

前回は、正常血圧の基準が今年から変わったことと理由、豊丘村の実態と、塩分を摂って血圧が上がる体の仕組みについてお伝えしました。今回は腎臓の視点から見てみたいと思います。

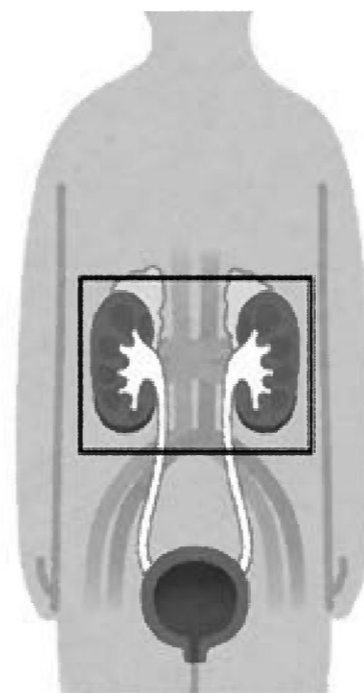
腎臓は、あばら骨をたどっていった背中側に左右に二つあります。1個150gで握りこぶしぐらいの大きさですが、この2つの腎臓に1日150L、風呂桶1杯分の血液が流れており、塩分(ナトリウム)を含む、体の中の老廃物を尿に排泄しています。

腎臓に血液が入ってくると、塩分センサーと塩分保持ホルモンが働いて、血液中の塩分

濃度を0.9%に保つように調節し、体に必要な血液量と水分を維持するように働いています。

元々腎臓は圧をかけて老廃物を排泄しています。塩分を余分にとると血液量が増えるので、さらに圧をあげないといけなくなってしまうのです。そして、余分な塩分を尿に捨てるには何日かかかるため、その間は血液量が増え、体重も増え、血圧が上がったままの状態になってしまいます。

このようにして腎臓の仕事が増え、腎臓が傷んでしまいます。血圧が低くても塩分に気を付けると腎臓を守ることができます。



腎臓を守るために

正常血圧の基準を決めている、高血圧治療ガイドラインの中でも、高血圧の予防の観点から、血圧が正常の人でも減塩食品を使うようにおすすめされています。また、大人だけでなく子どもの塩分量も多いということも言われています。腎臓に負担をかけないために子どものうちからの取り組みが必要になってきます。

減塩食品とは?

長野県民の塩分摂取量は、高血圧予防のための一日の塩

分摂取目標量と比べると、目標量を上回っており、全国の中でも摂取量は男女ともに2位以内に入っています。昔と比べると塩分摂取量は減ってきていますが、腎臓を守るためには、更なる減塩の取り組みが必要です。最近では「減塩食品」というものが村内外のお店で売られています。これは、その食品に含まれる塩分(ナトリウム)の量をあらかじめ少なくしているものになります。「塩分〇%カット」などと書かれています。塩・味噌・しょうゆ・顆粒だしなどの調味料から、漬物や練り物、ご飯のおともになるもの、カップラーメンや真空パックのお惣菜、おつまみなどたくさん減塩食品が売られています。自分の腎臓を守るために、減塩食品等を使用しながら減塩に取り組んでみてください。



交流センター だいち 便り



No.214

交流センターだいち
電話 34-2520
FAX 34-2521
電子メールアドレス
npo@toyooka-daichi.jp
ホームページ
http://www.toyooka-daichi.jp

「堀越まつたけ観光」 予約がスタート

今年で47年目を迎える、堀越まつたけ観光の予約が9月1日からスタートしました。朝から待ちに待っていた皆様から、予約の電話が殺到し、人気の高さに驚くところです。また、松茸の取れ具合が心配で、山の状況を尋ねられる方も多いです。

開催日程は9月28日(土)から10月25日(金)まで予定されています。料理のコースは、特コース11,000円と松コース7,000円の2種類です。

予約受付は9月27日までだいちで行い、9月28日の開催日からは堀越まつたけ観光で行います。現在の予約状況は土・日曜日が多く、平日は比較的空いているので、予約する場合は平日がお勧めです。

栗の出荷

お願いいたします

だいちでは9月2日から、栗の集荷を始めました。業者から多くの栗を出荷してほしいとの要請が来ています。少量でもかまいませんので、出

久我山・刈谷販売へ ご協力をお願いします

毎年行っています久我山・刈谷ハイウェイオアシスでの農産物販売を行います。久我山販売
10月12・13日(土・日)
12月14日(土)
刈谷ハイウェイオアシス
10月26・27日(土・日)
11月23・24日(土・日)



農産物を中心とした販売に出向きます。なお、刈谷ハイウェイオアシスについては果実の販売予定です。その都度有線等でお知らせをします。出荷物等ご協力いただけますようお願いいたします。

桃狩り・食べ放題体験 終了

7月3日から行ってきた桃狩りと食べ放題は、8月24日で終了しました。桃狩りの農園は3戸、食べ放題の会場を道の駅屋外イベント広場に設置して実施しました。今年度は凍霜害の影響で、食べ放題用の桃確保が難しいことから、ツアーバスの台数およびツアー客の制限をしながら開催しました。ツアーバス241台、個人客を含め、8,990人の皆様が体験されました。

期間中、地元の皆様方にはご迷惑をお掛けしたとは思いますが、無事終了する事ができました。ご協力いただき感謝申し上げます。

農業ワールドで 農業研修

10月9日に、農業スキルアップ研修として、千葉県幕張メッセで開催される「農業Week」に行く計画をしています。

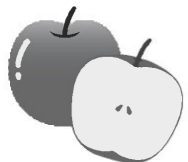
今回で9回目となる農業Weekは次世代農業・6次産業化・畜産資材・農業資材の

りんごオーナー 収穫祭の開催

りんごオーナーの収穫祭が随時開催されます。日程は左記のとおりです。
・10月6日(日)
・10月27日(日)

当日は県外車が多く豊丘村に来ますので、混雑が予想されます。ご迷惑を掛けること

があるかと思いますが、ご協力をお願い致します。



地域おこし協力隊徒然日記 10月号

豊丘村都市農村交流事業第4回【さはら塾】

昨年のGWから始まった豊丘村佐原地区と都心部の人の交流事業が8月に開催されました。

今回は佐原地区の納涼祭に、今までで最多の総勢33名をお迎えしました。ゲストの皆さんが非常に積極的に交流や手伝いをしてくれたおかげで大いに納涼祭を盛り上げる事ができました。地元佐原地区の皆様、今回も快くお迎え頂き、本当にありがとうございました。今後も豊丘村の関係人口作りに貢献したいと思います。



新たな写真スポットが登場!



とよおかマルシェに新しいフォトスポットが加わりました。これまで「大きな獅子頭」と「豊丘の翼」を描いてくださったチョークアート作家のよしざわさやかさんをお願いして、大きな蝶の羽の中にコブシや菖蒲など、豊丘村に関係する花がちりばめられた「豊丘の翼」を描いていただきました。タペストリーの端に立って写真を撮ることで、大きな羽を広げた妖精になれるですよ!とよおかマルシェに常設展示してあるので、ぜひ撮影を楽しんでください。



せたがやふるさと区民まつりに出店

8月3、4日に恒例のせたがやふるさと区民まつりに参加してきました。昨年の反省点をふまえ、商品ラインナップの見直し等、沢山の工夫をして臨みました。協力隊メンバーで仕込みをした信美勝の串焼きや、人気の五平餅、ジュース等を販売し大盛況のうちに終えることができました。私達の代では2回目となる参加で、忙しい中でも来店されたお客様と会話を楽しむ心の余裕ができ、しっかりと豊丘村の紹介をすることができました。



井桁屋の夏休み



こんにちは。2年目を迎えた、豊丘村ゲストハウス井桁屋です。ホームページも制作中で、口コミだけでも関わらず、お陰さまで忙しい夏休みとなりました。宿泊のゲストは、主に村内の親戚の方、村内に友達がいる方など様々。夏休みなのでお子さま連れも多く、BBQをしたり、庭にあるピザ窯でピザパーティーをしたりと、毎日賑やかでした。井桁屋では、様々なゲストの希望に添う滞在を提供できるよう、設備・アメニティの充実を図っていきます。まだまだ復旧中ですが、これからどうぞよろしくお願いいたします!

情報

「住民票二印鑑登録証明書」「マイナンバーカード」に旧姓(旧氏)が併記できます!

税務会計課 窓口係

旧姓(旧氏)とは「その人の過去の戸籍上の姓(氏)」のことです。姓(氏)はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

旧姓(旧氏)を併記するためには、請求手続きが必要になります。旧姓が記載された戸籍謄本と、マイナンバーカードまたは通知カードを持って、豊丘村役場窓口で手続きをしてください。

旧姓(旧氏)併記を行うと、保険、携帯電話の契約や銀行口座が旧姓(旧氏)のまま引き続き使うことができます。

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。

対象となる方
老齢基礎年金受給者の中で

今月の納税

「税に関するポスター入選作品」

豊丘北小学校6年(現豊丘中学校1年)
唐澤 宙徒登さん

この作品は関東信越税理士飯田支部長賞です。

口座引落日	10月28日(月)
納入日	10月29日(火)
納期限	10月31日(木)

- ・集合税 5期
- ・水道料 8・9月分
- ・保育料 10月分
- ・介護保険料 (普通徴収分) 10月分
- ・後期高齢者医療保険料 (普通徴収分) 10月分

■引落日の前営業日までに口座をご確認ください。

■口座の変更や内容の追加は、引落しの前月までお願いします。

税務会計課 税務係 ☎35-9051

次の要件をすべて満たす方
・65歳以上であること
・非課税世帯であること
・年金収入額とその他所得額合計が約88万円以下であること
・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人の中で、前年の所得額が約462万円以下の方

お問合せ 日本年金機構
☎0570-00514092

年末調整説明会を開催します

飯田税務署

源泉徴収義務者を対象に給与所得に係る年末調整説明会を、次の日程により開催いたします。

国勢調査 2020

令和2年10月1日現在で国勢調査を実施します

日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした5年に一度の大調査

開始100年の国勢調査にご協力ください

県下一斉司法書士無料法律相談会のお知らせ

長野県司法書士会飯田支部

左記のとおり無料相談会が行われます。困っていることがあればお気軽にご相談ください。

日時 10月5日(土) 午後1時~午後3時

場所 豊丘村交流学習センター

- 「ゆめあるて」
- ・研修室③、和室
- 相談料 無料
- 相談内容
・不動産の売買・贈与等の取引に関するもの
・相続・遺言に関するもの

- ・空き家に関するもの
- ・少額裁判に関するもの
- ・その他、司法書士の業務に関する相談
- お問合せ
長野県司法書士会飯田支部
☎0265-14918537

飯田一日合同行政相談所「くらしの困りごと相談所」

長野行政監視行政相談センター

左記のとおりくらしの困りごと相談所が開設されます。困っていることがあればお気軽にご相談ください。

日時 11月1日(金) 午前9時半~午後0時半 (受付は午後0時まで)

参加予定機関

- 飯田年金事務所・弁護士・司法書士・税理士・土地家屋調査士 他
- お問合せ
総務省 長野行政監視行政相談センター
☎026123511100

場所 飯田市役所C棟3階 C311~C313会議室

相談料 無料

- 相談内容
・不動産登記、年金、道路や農地など、役所の仕事についての相談
- ・民事でお困りごとについて、弁護士など専門家へ相談できます。

天竜川の河道内樹木の採取協力者を公募します

~樹木の有効活用をしませんか~

天竜川や多くの市川で問題となっている樹木繁茂を、一般の協力者により伐採から処分までを行っていた、天竜川上流河川事務所では、コスト削減を図りつつ、一般の協力者に伐採した樹木の有効活用をしていただくために、一般の協力者(事業者・団体など)を公募します。

募集期間 10月1日(火)~10月31日(木)
※応募方法など詳細は天竜川河川事務所のホームページをご覧ください。
http://www.cbr.mlit.go.jp/tenryo/

お問合せ先
天竜川上流河川事務所管理課
☎0265-81-6414
E-mail: cbr-tenryo@mlit.go.jp

お問い合わせ 日本年金機構
☎0570-00514092



☆おつきな桃、まるがじり〜!!



☆夏だ! 野菜だ! BBQ☆



☆みんなで育てた枝豆! 大収穫祭!!




☆みんなてつながってガタンゴトン♪



☆こぶし園さんブルーベリーありがとう♡

在籍園児数 令和元年 9月1日現在

	未満児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
北保育園	27	21	13	15	76
中央保育園	26	21	21	29	97
南保育園	14	9	11	14	48
合計	67	51	45	58	221



惣菜 so-zai
くらら


お弁当&オードブル、承ります。

「so-zaiくらら」では、無添加にこだわった、まごころ料理を詰め合わせたお弁当&オードブルのご注文を承っております。

ご注文は1個からOK。ご予算・内容に応じてお作りいたします。詳細等お気軽にお問合せください。

○ご予算の目安
お弁当：600円~1,300円(税別)
オードブル：2,500円~3,000円(税別)

○ご予約・お問合せ先
道の駅 南信州とよおかマルシェ
四季彩市場店頭 または 電話(0265-48-8061)



オードブル(2500円・税別) 一例

南信州の食通
とよおかマルシェ
道の駅・四季彩市場



豊丘村キャラクター「だんQくん」

広報とよおか 2019.9
■通巻343号

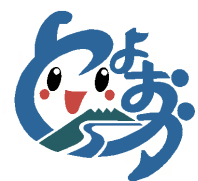
●人の動き● R元. 9. 1現在(前月比)

人口：6,688人(±0)	住民異動届(8月中)
男：3,325人(-4)	転入：18人 転出：14人
女：3,363人(+4)	出生：2人 死亡：6人
世帯：2,154戸(+3)	

●編集・発行●

豊丘村役場 総務課 企画財政係

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地
電話 0265-35-3311(代表) / FAX 0265-35-9065
ホームページ <https://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp>
電子メール info@vill.nagano-toyooka.lg.jp



豊丘村ロゴマーク

■印刷/龍共印刷(株)

